

チェックリスト

大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の手続時には、計画施設における配慮事項への具体的な対応について下表の右欄に記入し、届出書類と併せて提出してください。

なお、ガイドラインで示した配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた安全性を確保するための措置を対応欄に記載願います。

分類	配慮事項	対応欄
(1) 駐車場出入口		
①	駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。	来客者用出入口は原則に沿って間口6m以下、出庫車線は1車線とした。
②	駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。	出口における視認性の確保済み。
③	入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。	ゲートの設置予定はなし。
④	繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。	繁忙期等あらかじめ混雑が発生する場合は、交通整理員の配置を行う。
⑤	駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。	出入口付近に勾配は計画していない。
⑥	駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。	出入口付近に駐車場誘導サインを設置予定。
(2) 車路		
①	路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。	路面標示によるわかりやすい誘導に努める。
②	駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。	一部一方通行を取り入れ、限られた敷地敷地の中で分かりやすいレイアウトとする。
③	徐行を徹底するため路面標示やハンプの設置等を行うよう努めること。	徐行の看板、路面標示等の検討を行う。
④	建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。	見通しの良い駐車場計画とし、状況を見ながら注意喚起の表示やカーブミラーの設置を検討する。
⑤	主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。	主要な車路の分岐点など必要に応じて看板による表示を行う。
⑥	駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。	出入口付近の車路は単純な形状となるよう考慮する。

分類	配慮事項	対応欄
(3) 駐車マス等		
①	必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m以上、奥行 5.0m以上とすること。	来客者用駐車場は一部軽専用あるものの、原則幅 2.5m以上、奥行 5.0m以上の駐車マスとする。
②	障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。	障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けている。
③	障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。	2 台を建物出入口付近に設ける。
④	複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。	単独店舗であり対象外。
⑤	大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。	駐車場は 1 箇所にまとめていること、来客者駐車場は 52 台と多くないことから見通しは十分に可能であるため、対応不要と考えています。
⑥	来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。	駐車場出口、入口から 6m 程度の車路上で転回が発生しないような配置とすることで、円滑な出入庫を妨げない駐車マス配置としている。
(4) 歩行者用通路		
①	駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員 1 m 以上の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。	来客者用駐車場において原則に沿った歩行者通路を設けている。
②	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図る。
③	自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員 2m 以上とすること。	幅員 2m 以上を確保している。
④	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しない計画としている。
⑤	建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。	単独棟であり対象外。

分類	配慮事項	対応欄
(5) その他		
①	歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。	車路に面した駐輪場部分にガードパイプを予定しています。
②	営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。	来客者用駐車場を利用しない。
③	駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。	自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しない計画としている。
④	駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、切な位置に設けるよう努めること。	駐車場内にショッピングカート置場を設ける計画はない。
⑤	駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確認すること。	駐車場の一部で夜間における利用を制限する計画はない。
⑥	夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。	夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設ける。
⑦	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設ける。
⑧	グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを配置するよう努めること。	セットバックで歩道を整備したうえで緑地義務を満たすため、ピロティ部分を除く駐車マスはすべてグラスパーキングとする必要があったことから、日照等を勘案しての十分な計画はできていません。 ただし、入口 No.1 付近の駐車マスについては、利用頻度の低い部分であると考えられます。 業務用駐車場部分については、35 台を確保しているが、通常の利用は過去店舗からも約半数を予定しており、育成状況を確認しながら停車位置の調整等を行います。

⑨	計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を講じるよう努めること。	立地条件上、計画地北西側へ抜ける交通量は少ないため可能性は低いと考えられるが、状況を見ながら対策を検討する。
⑩	道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。	植栽等で対策済み。

駐車場法チェックシート

店舗名 エディオン塚口店

※自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合③～⑥は審査対象外

チェック項目	駐車場法施行令				細目	チェック欄	判定	総合判定		
① 駐車場出口及び入口の位置は？	第七条	第一項	第一号	イ	【道路交通法第四十四条第一項第一号】 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾こう配の急な坂又はトンネル	✓	1つでも該当すれば不可。ただし、下記②の大臣認定を取得した場合を除く。	(可・不可)		
					【道路交通法第四十四条第一項第二号】 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分					
					【道路交通法第四十四条第一項第三号】 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分					
					【道路交通法第四十四条第一項第四号】 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分					
					【道路交通法第四十四条第一項第五号】 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)					
					【道路交通法第四十四条第一項第六号】 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分					
				ロ	横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内の道路の部分					
	上記該当無し					可				
② 駐車場出口及び入口の位置は？	第七条	第二項	第一号	第一号	道路交通法第四十四条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分(同条第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。)	✓	国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては可(大臣認定)	(不可)		
				第二号	橋					
				第三号	幅員が6メートル未満の道路					
③ 路外駐車場の前面道路の数 は？ ※道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、市道、道路運送法に規定する自動車道、及び一般交通の用に供するその他の場所	1つ					✓	可	(可・不可)		
	第七条	第一項	第二号	2つ以上	駐車場出入口を自動車交通に支障をおよぼすおそれの少ない道路に設置	✓	自動車交通に支障をおよぼすおそれの多い道路に出入口設置であっても可			
					駐車場出入口を自動車交通に支障をおよぼすおそれの少ない道路に設けると歩行者の通行に著しい障害を及ぼす場合 (理由を記入)					
					駐車場出入口を自動車交通に支障をおよぼすおそれの少ない道路に設置できない特別な理由がある場合 (理由を記入)					
				駐車場出入口を自動車交通に支障をおよぼすおそれが少ない道路に設置できない理由は特にないにもかかわらず、自動車交通に支障を及ぼすおそれが多い道路に設置	不可					
④ 自動車の駐車のために供する部分の面積は？ ※車路を除いた駐車マスのみの面積	6,000平方メートル未満					✓	可	(可・不可)		
	第七条	第一項	第三号	6,000平方メートル以上	自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつそれらの間隔が道路に沿って10メートル以上確保されている。	✓	可			
					自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつそれらの間隔が道路に沿って10メートル以上確保されていない。				不可	
				・緑石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合(中央分離帯、柵等) ・自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されていない場合(道路反射鏡、交通誘導員による右折出入庫規制誘導等)		不可				
⑤ 自動車の出口または入口において自動車の回転を容易にする必要があるか？	必要なし					✓	可	(不可)		
	第七条	第一項	第四号	必要あり	隅切りを行う(切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上)	✓	可			
				必要なし	隅切りを行わない			不可		
⑥ 自動車の出口付近の構造は？	第七条	第一項	第五号	ロ	自動車の出口付近の構造は、2メートル距離後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる。	✓	可	(不可)		
					確認不可能				不可	
⑦ 車路の幅員は？	第八条	第一項	第二号	イ	一方通行(駐車料金徴収施設有・歩行者の通行の用に供しない)	✓	可	(可・不可)		
				ロ	一方通行(イを除く)				自動車の車路の場合2.75メートル 以上 自動二輪車専用の場合1.75メートル 以上 上記未満	不可
				ハ	両側通行				自動車の車路の場合3.5メートル 以上 自動二輪車専用の場合2.25メートル 以上 上記未満	可
				ハ	自動車の車路の場合5.5メートル 以上 自動二輪車専用の場合3.5メートル 以上 上記未満	✓	可			
				ニ		✓	不可			
⑧ 路外駐車場は建築物か？	建築物でない					✓	可	(可・不可)		
	第八条	第一項	第三号	イ	建築物である	✓	全て該当すれば可(例外規定なし)			
				ロ	はり下の高さ2.3メートル以上					
				ハ	屈曲部の内法半径5メートル以上(自動二輪3メートルの場合3メートル以上)					
ニ				傾斜部の縦断勾配17パーセントを超えない						
				ニ	傾斜部の路面は粗面とし、又は滑りにくい素材とする	✓	不可			

大規模小売店舗計画概要書

名 称	エディオン塚口店			
所在地	兵庫県尼崎市塚口本町 4 丁目 8 番 40 号			
届出種別	新設			
新設又は変更年月日	令和8年11月1日			
店舗面積の合計	2,445㎡			
営業時間	開店時刻	午前 9 時 00 分	閉店時刻	午後 9 時 00 分
駐 車 場	位 置	配置図参照	収容台数	52 台
	利用可能時間帯	午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分		
	出入口の数	入口：2 箇所 出口：1 箇所 合計：3 箇所	出入口の位置	配置図参照
駐 輪 場	位 置	配置図参照	収容台数	50 台
荷さばき施設	位 置	配置図参照	面 積	27.0 ㎡
	作業時間帯	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分		
廃棄物等保管施設	位 置	配置図参照	容 量	24.5m ³

○添付書類：配置図

○変更事項については、変更前・後の内容を 2 段書きすること。

